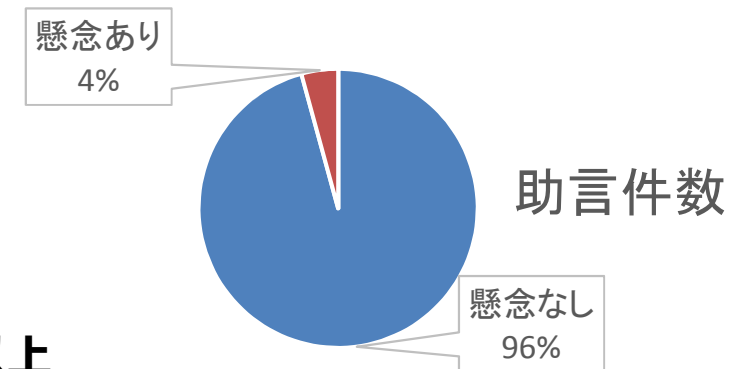


IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する
申合せの改正について

- 資料 6 - 1 IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び
調達手続に関する申合せの改正について（概要）
- 資料 6 - 2 IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び
調達手続に関する申合せの改正について（詳細資料）
- 資料 6 - 3 IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び
調達手続に関する申合せ（関係省庁申合せ）

IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せの改正について

- サプライチェーン・リスク（情報通信機器等の開発や製造過程において、情報の窃取・破壊や、情報システムの停止等の悪意のある機能が組み込まれる懸念）対策の一環として、平成30年12月、CIO/CISO連絡会議において、全省庁による「申合せ」を決定。
- 「申合せ」決定後、令和2年3月までにNISCから各府省庁に向けた助言件数は、**1952件**。
- その内、サプライチェーン・リスクの懸念が払しょくできない機器等が含まれていると助言した件数は、**83件**。



- 「申合せ」は「国の行政機関」に限定して運用を開始し、1年以上経過したが、これまで大きな混乱はなく、適正に運用されている。そのため、
 - ・ 「独立行政法人（87法人）」
 - ・ 「サイバーセキュリティ戦略本部が指定する指定法人（9法人）」

についても「申合せ」の適用対象とすることとし、令和2年6月30日、CIO/CISO連絡会議において、「申合せ」の改正を行った。

IT調達に係る国の物品等又は役務の 調達方針及び調達手続に関する申合せ の改正について

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

令和2年7月21日(火)

IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

■ サプライチェーン・リスクとは

- 情報通信機器等の開発や製造過程において、情報の窃取・破壊や、情報システムの停止等の悪意のある機能が組み込まれる懸念。
- さらに、納入後においても、情報システムの特徴として、事後的な運用・保守作業により、製造業者等が修正プログラムを適用する等、調達機関が意図しない、不正な変更が行われる可能性。



■ サプライチェーン・リスク対策の重要性

- 「サイバーセキュリティ戦略」において、サプライチェーン・リスク対策の重要性について言及。
- 「政府統一基準群」において、サプライチェーン・リスク対策に係る考え方を記載。

～ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの解説（遵守事項5.1.2(1)(a)“「不正な変更が加えられない」について”に係る解説）から抜粋 ～

「開発・製造過程において悪意ある機能が組み込まれる懸念が払拭できない機器等、及びサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できない企業の機器等を調達しないことが求められる。」

■ 「サプライチェーン・リスク対策」のより具体的な方策として全省庁による「申合せ」を決定。

（平成30年12月10日 サイバーセキュリティ対策推進会議（第16回）各府省情報化統括責任者連絡会議（第81回）合同会議）

1. **適用対象**：重要性の観点から5類型を提示。

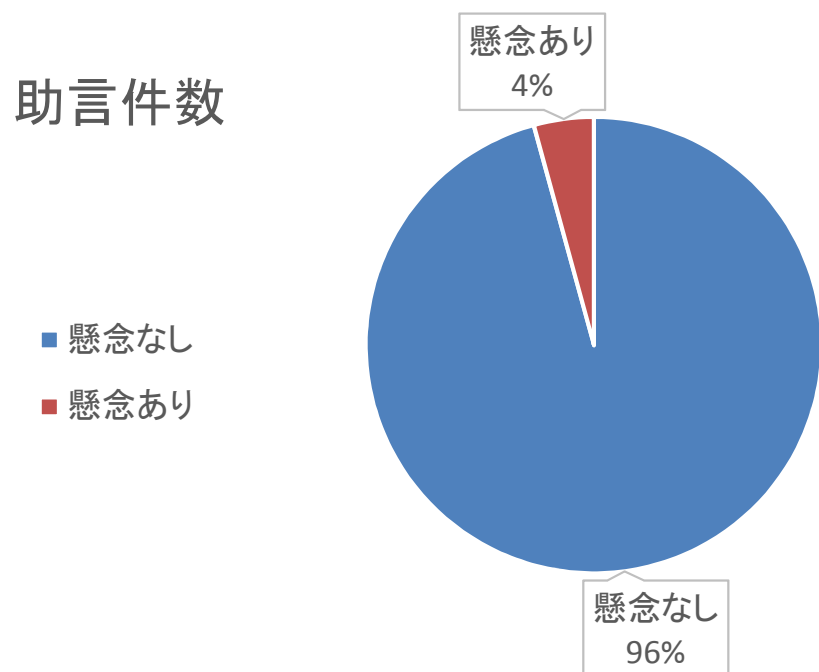
2. **適用時期**：平成31年度予算に基づき平成31年4月1日以降に調達手続（公告等）が開始されるもの。

3. **調達手続の流れ**：

- 「総合評価落札方式」や「企画競争」等を用い、RFIやRFPといった事前の情報取得や、審査の過程において、必要な情報を入手し評価することにより、サプライチェーン・リスク対策を実施。
- 必要に応じて、情報通信技術（IT）総合戦略室及び内閣サイバーセキュリティセンターから、講ずべき必要な措置について助言を実施。

- ① 国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム
- ② 機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム
- ③ 番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報をも極めて大量に取り扱う業務を行うシステム
- ④ 機能停止等の場合、各省庁における業務遂行に著しい影響を及ぼす基幹業務システム、LAN等の基盤システム
- ⑤ 運営経費が極めて大きいシステム

- 「申合せ」決定後、令和2年3月までに、NISCから各府省庁に向けた助言件数は、**1952件**。
- その内、サプライチェーン・リスクの懸念が払しょくできない機器等が含まれていると助言した件数は、**83件**。



- 「サプライチェーン・リスク対策」は、「政府統一基準群」において遵守事項として定められており、「申合せ」は、対策の具体的な方策として決定されたもの。
- 「申合せ」は「国の行政機関」に限定して運用を開始し、1年以上経過したが、これまで大きな混乱はなく、適正に運用されている。
- そのため、「政府統一基準群」の適用対象機関である、「**独立行政法人**」及び「**指定法人**」についても「申合せ」の適用対象とすることとし、「申合せ」の改正を行った。※

※ { サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)(第17回)
各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議(第87回) }

(令和2年6月30日)

新たに「申合せ」の適用対象となる法人

独立行政法人 (87法人)

指定法人 (9法人)

独立行政法人一覧(平成31年4月1日現在)		
内閣府所管 3		☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所 法人番号 9120905002867
○ 国立公文書館	法人番号 3010005005429	地域医療機能推進機構 法人番号 6040005003798
北方領土問題対策協会	法人番号 91060001641	年金積立金管理運用独立行政法人 法人番号 9010005010010
☆ 日本医療研究開発機構	法人番号 9010009023796	☆ 国立がん研究センター 法人番号 6010005015218
		☆ 国立循環器病研究センター 法人番号 3120905003030
消費者庁所管 1		☆ 国立精神・神経医療研究センター 法人番号 6012705001563
国民生活センター	法人番号 4021005002918	☆ 国立国際医療研究センター 法人番号 8011105004456
		☆ 国立成育医療研究センター 法人番号 6010905002126
		☆ 国立長寿医療研究センター 法人番号 4180005012861
総務省所管 3		農林水産省所管 9
☆ 情報通信研究機構	法人番号 7012405000492	○ 農林水産消費安全技術センター 法人番号 5030005001226
○ 統計センター	法人番号 7011105002089	○ 家畜改良センター 法人番号 8180005004744
郵便府金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	法人番号 8010405006899	☆ 農業・食品産業技術総合研究機構 法人番号 7050005005207
		☆ 国際農林水産業研究センター 法人番号 7050005005215
外務省所管 2		☆ 森林研究・整備機構 法人番号 4050005005317
国際協力機構	法人番号 9010005014408	☆ 水産研究・教育機構 法人番号 1020005004051
国際交流基金	法人番号 3011105003801	○ 農畜産業振興機構 法人番号 4010405003983
		○ 農業者年金基金 法人番号 1010405003886
財務省所管 3		○ 農林漁業信用基金 法人番号 5010005006887
酒類総合研究所	法人番号 3240005003987	経済産業省所管 9
○ 造幣局	法人番号 6120005008509	経済産業研究所 法人番号 6010005005426
○ 国立印刷局	法人番号 6010405003434	工業所有情報・研修館 法人番号 5010005005427
		★ 産業技術総合研究所 法人番号 7010005005425
文部科学省所管 22		○ 製品評価技術基盤機構 法人番号 9011005001123
国立特別支援教育総合研究所	法人番号 4021005008147	☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 法人番号 2020005008480
大学入試センター	法人番号 5013205000379	日本貿易振興機構 法人番号 2010405003993
国立青少年教育振興機構	法人番号 9011005001124	情報処理推進機構 法人番号 5010005007126
国立女性教育会館	法人番号 1030005011641	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法人番号 4010405008973
国立科学博物館	法人番号 4010605001182	中小企業基盤整備機構 法人番号 2010405004147
★ 物質・材料研究機構	法人番号 2050005005211	国土交通省所管 15
☆ 防災科学技術研究所	法人番号 3050005005210	☆ 土木研究所 法人番号 8050005005206
☆ 量子科学技術研究開発機構	法人番号 6040005001619	☆ 建築研究所 法人番号 9050005005205
国立美術館	法人番号 6019005005424	☆ 海上・港湾・航空技術研究所 法人番号 5012405001732
国立文化財機構	法人番号 3010605001183	海技教育機構 法人番号 6080005003150
教職員支援機構	法人番号 8050005005214	航空大学校 法人番号 4350005001054
☆ 科学技術振興機構	法人番号 4030005012570	自動車技術総合機構 法人番号 101105001930
日本学術振興会	法人番号 1010005006890	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法人番号 4020005004767
★ 理化学研究所	法人番号 1030005007111	国際観光振興機構 法人番号 4010005006896
☆ 宇宙航空研究開発機構	法人番号 9012405001241	水資源機構 法人番号 6030005001745
日本スポーツ振興センター	法人番号 3011105002256	自動車事故対策機構 法人番号 9010005006883
日本芸術文化振興会	法人番号 7010005006877	空港周辺整備機構 法人番号 1120905003728
日本学生支援機構	法人番号 7020005004962	都市再生機構 法人番号 1020005005090
☆ 海洋研究開発機構	法人番号 7021005008268	奄美群島振興開発基金 法人番号 5340005004841
国立高等専門学校機構	法人番号 8010105000820	日本高速道路保有・債務返済機構 法人番号 3010405004914
大学改革支援・学位授与機構	法人番号 8012705001234	住宅金融支援機構 法人番号 2010005011502
☆ 日本原子力研究開発機構	法人番号 6050005002007	
厚生労働省所管 17		環境省所管 2
勤労者退職金共済機構	法人番号 7013305001903	☆ 国立環境研究所 法人番号 6050005005208
高齢・障害・求職者雇用支援機構	法人番号 8040005016947	環境再生保全機構 法人番号 8020005008491
福祉医療機構	法人番号 8010405003688	防衛省所管 1
国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園	法人番号 8070005002779	○ 科習軍等労働者労務管理機構 法人番号 8010405009306
労働政策研究・研修機構	法人番号 9011605001191	
労働者健康安全機構	法人番号 7020005008492	
国立病院機構	法人番号 1013205001281	
医薬品医療機器総合機構	法人番号 3010005007409	
		合計 87法人

サイバーセキュリティ基本法第13条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人

平成 28 年 10 月 21 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。

- 地方公共団体情報システム機構
- 地方公務員共済組合連合会
- 地方職員共済組合
- 都職員共済組合
- 全国市町村職員共済組合連合会
- 国家公務員共済組合連合会
- 日本私立学校振興・共済事業団
- 公立学校共済組合
- 日本年金機構

IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

平成 30 年 12 月 10 日
関係省庁申合せ
令和 2 年 6 月 30 日
一部改正

我が国政府としては、サイバーセキュリティ基本法の目的である「経済社会の活力の向上及び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」及び「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与すること」を踏まえるとともに、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を目指すという基本理念を堅持し、国の行政機関・独立行政法人・サイバーセキュリティ基本法に定める指定法人における IT 調達に係るサイバーセキュリティの一層の確保を図るため、次のとおり申し合わせる。

IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

平成30年12月10日
関係省庁申合せ
令和 2年 6月30日
一部改正

1. 目的

複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、政府機関等におけるサイバーセキュリティ対策を一層向上させるためには、従来行われている取組に加え、より一層サプライチェーン・リスクに対応するなど、国の行政機関・独立行政法人・サイバーセキュリティ基本法に定める指定法人（以下「政府機関等」という。）の重要業務に係る情報システム・機器・役務等の調達におけるサイバーセキュリティ上の深刻な悪影響を軽減するための新たな取組が必要である。そのため、政府機関等において特に防護すべき情報システム・機器・役務等に関する調達の基本的な方針及び手続について、次のとおり関係省庁で申し合わせ、講ずべき必要な措置について明確化を図る。

2. 対象とする調達

別紙1に掲げる政府機関等において、別紙2に掲げる情報システム・機器・役務等の調達のうち、別紙3に掲げる重要性の観点から、より一層サプライチェーン・リスクに対応することが必要であると判断されるものについては、情報通信技術（IT）総合戦略室及び内閣サイバーセキュリティセンターと協議のうえ、本申合せに基づき必要な措置を講じる対象とする。

3. 参照すべき基準等

政府機関等は、情報システム・機器・役務等の調達に当たっては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成30年度版）（平成3

0年7月25日、サイバーセキュリティ戦略本部決定)のうち、「第4部 外部委託」、「第5部 情報システムのライフサイクル」に定める点を特に考慮するものとする。

また、調達する役務がクラウドサービスの調達に係るものである場合は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」を考慮するものとする。

4. 契約方式

本申合せの対象となる調達の契約方式については、総合評価落札方式や企画競争等、価格面のみならず総合的な評価を行う契約方式を採用するものとする。

5. 調達手続

政府機関等は、第2項で特定した調達を実施する際は、各政府機関等が遵守すべき調達に関する法令等に基づき契約手続を進めるに当たり、調達する情報システム・機器・役務等の提供事業者及びその製品並びに役務について、サイバーセキュリティ確保の観点から、仕様条件の決定、製品及び役務を提供する事業者の選定のために必要な情報を、Request for Information (RFI) 及びRequest for Proposal (RFP) 等により取得することとする。

政府機関等は、調達手続のうち、サプライチェーン・リスクの観点から必要な場合において、情報通信技術(IT)総合戦略室及び内閣サイバーセキュリティセンターに対して、講ずべき必要な措置について、原則、助言を求めものとする。

6. 体制整備

申合せの実施に向け、必要に応じ政府機関等において体制整備を図る。

7. 情報通信サービスの調達における考慮事項

政府機関等は、第2項で特定した情報システムの利用に伴い外部接続が必要となる場合は、通信サービスを提供する事業者に対して、サイバーセキュリティ確保の観点から、必要な情報提供を求めるものとする。

8. 本申合せの適用開始時期及び見直し

本申合せは、平成31年度予算に基づき平成31年4月1日以降（令和2年6月30日改正で新たに追加された機関においては、令和2年度予算に基づき令和2年6月30日以降）に調達手続が開始されるものから適用する。

また、本申合せは、政府機関等の適用状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

別紙1 対象とする政府機関等

<p>【国の行政機関】</p> <p>内閣官房 内閣法制局 人事院 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 会計検査院</p> <p>【独立行政法人】</p> <p>国立公文書館 北方領土問題対策協会 日本医療研究開発機構 国民生活センター 情報通信研究機構 統計センター 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国際協力機構 国際交流基金 酒類総合研究所 造幣局 国立印刷局 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 量子科学技術研究開発機構</p>	<p>国立美術館 国立文化財機構 教職員支援機構 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学改革支援・学位授与機構 日本原子力研究開発機構 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤・健康・栄養研究所 地域医療機能推進機構 年金積立金管理運用独立行政法人 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター 農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構 国際農林水産業研究センター 森林研究・整備機構 水産研究・教育機構 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金 経済産業研究所 工業所有権情報・研修館</p>	<p>産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構 土木研究所 建築研究所 海上・港湾・航空技術研究所 海技教育機構 航空大学校 自動車技術総合機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構 国立環境研究所 環境再生保全機構 駐留軍等労働者労務管理機構 【サイバーセキュリティ基本法に定める指定法人】 地方公共団体情報システム機構 地方公務員共済組合連合会 地方職員共済組合 都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 国家公務員共済組合連合会 日本私学学校振興・共済事業団 公立学校共済組合 日本年金機構</p>
--	---	---

別紙2 情報システム・機器・役務等

通信回線装置	
	ハブ
	スイッチ
	ルータ(VPN 等サービス統合型含)
	ファイアウォール
	ファイアウォール
	WAF(Web Application Firewall)
	IDS(Intrusion Detection System)
	IPS(Intrusion Prevention System)
	UTM(Unified Threat Management)
サーバ装置	
	メールサーバ
	ウェブサーバ
	DNSサーバ
	ファイルサーバ
	データベースサーバ
	認証サーバ
	メインフレーム
	管理サーバ(ADサーバ等)
	Proxy サーバ
	NAS(Network Access Server)
端末	
	デスクトップPC
	ノートPC
	モバイル端末
	ノートPC
	スマートフォン
	タブレット端末
複合機	
	プリンタ
	プリンタ
	ネットワークプリンタ

特定用途機器	
	テレビ会議システム構成機器
	IP 電話システム構成機器
	ネットワークカメラシステム構成機器
	各種センサー
	入退館(入退室)システムの構成機器
ソフトウェア	
	OS
	アプリケーション(業務アプリケーション含)
	ウェブコンテンツ
	ミドルウェア
	ファームウェア(ファームウェアの動作によって CPU 等の制御が可能であることが前提)
周辺機器	
	キーボード
	マウス
外部電磁的記録媒体(統一基準上、機器等(外部電磁的記録媒体)に該当)	
	外付けハードディスク
	USB メモリ
役務	
	システム開発
	運用・保守
	通信サービス
	クラウドサービスの提供
	電子証明書(民間認証局を利用するサービス)
	ドメイン(政府ドメイン以外を利用するサービス)
	端末等の廃棄

※ 各内訳は例示である。

別紙3 重要性の観点

- ① 国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム
- ② 機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム
- ③ 番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報を含めて大量に取り扱う業務を行うシステム
- ④ 機能停止等の場合、各政府機関等における業務遂行に著しい影響を及ぼす基幹業務システム、LAN等の基盤システム
- ⑤ 運営経費が極めて大きいシステム